枚方市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市都市公園条例施行規則(平成元年枚方市規則第13号)の一部を次のように改正する。 第1条の9中「又は」を「若しくは第6号又は」に改める。

第2条第1項中「(会議室を除く。)」を削り、同項第5号中「ものに限る」を「許可申請書であって、次号に規定するものを除く」に改め、同項第6号中「第12条第2項」を「第4条第1項」に改め、「許可申請書」の次に「(有料施設をその用途外に使用しようとする場合の同項第4号に規定する行為に係るものに限る。)」を加え、「有料施設目的外使用許可申請書」を「有料施設用途外使用許可申請書」に改め、同条第2項中「許可申請書を除く。)」の次に「及び同項ただし書の簡易な様式による許可申請書(以下「簡易許可申請書」という。)」を加え、「第16条第1項ただし書」を「第23条の3第1項ただし書」に改め、「、前項ただし書に規定する簡易な許可申請書(以下「簡易許可申請書」という。)は市長が別に定める期間内に」を削り、同項ただし書中「やむを得ない事情があると認める」を「特に認めた」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第2条の2の次に次の2条を加える。

- 第2条の3 条例第11条第1項ただし書の規則で定める日は、使用日の2月前の日とする。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、条例第11条第1項ただし書に規定する場合における運動広場及び野球場の使用の許可に係る申請は、前項に規定する日から使用(これらをその用途外に使用する場合にあっては、使用日の1月前の日)までの間において行うことができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の場合における運動広場及び野球場の使用の許可を受けるものの決定は、先着順によるものとする。

(有料施設をその用途外に使用する場合の特例)

- 第2条の4 第2条から前条までの規定により、王仁公園プール、運動広場及び野球場の使用の許可の申請をした者が、当該有料施設をその用途外に使用する場合は、使用日の1月前(当該有料施設の管理運営上支障がないと指定管理者(条例第23条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が認めた場合にあっては、使用)までに利用計画を指定管理者に提出しなければならない。
 - 第3条第1項中「前条第1項」を「第2条の2第1項若しくは第2条の3第2項」に改める。 第3条の2を削る。
 - 第4条第1項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、有料施設等の管理運営上支障がないと指定管理者が特に認めるときは、市長の承認を 得て、別表に定める時間を延長することができる。
- 第4条第2項中「(条例第23条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1項第1号中「枚方市運動広場使用団体登録申請書」を「枚方市運動広場使用者登録申請書」に改め、同項第2号中「枚方市野球場使用団体登録申請書」を「枚方市野球場使用者登録申請書」に改め、同項第3号中「及びバレーボールコート」を削り、「枚方市テニスコート・バレーボールコート使用者登録申込書」を「枚方市テニスコート使用者登録申込書」に改める。

第6条を削り、第6条の2を第6条とし、第6条の3を第6条の2とする。

第8条第2項中「第16条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第9条第1項第1号中「第2条第2号」を「第2条第2項」に改め、「(会議室を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第10条第1項中「第2条第1項各号」の次に「(第5号及び第6号を除く。)」を加える。

第11条第1項第1号中「、公園における行為又は有料施設の使用」を「又は公園における行為」に改め、同条第2項中「同項」の次に「各号列記以外の部分」を、「とする」と」の次に「、同項第1号中「公園施設の設置若しくは管理、公園の占用又は公園における行為(以下「公園の使用」という。)」とあるのは「有料施設の使用」と、「公園」とあるのは「有料施設」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項第2号及び第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と」を加える。

第15条第1項表以外の部分中「有料施設(野球場及び会議室を除く。)」を「条例第23条の2第 1項に規定する公園」に改め、同項の表を次のように改める。

第2条第2項本文	前項第1号	前項第4号	
第2条第2項ただし書、第2条の2第 1項、第2条の3第2項ただし書	市長	指定管理者	
	市長	指定管理者	
第3条第1項	第2条第1項各号	第2条第1項第4号か ら第6号まで	
第5条	市長	指定管理者	
第7条第1項	使用料	利用料金の上限	
	使用料	利用料金	
第10条	第2条第1項各号(第 5号及び第6号を除 く。)		
	市長	指定管理者	
	使用料	利用料金	
第12条	使用料還付請求書(様式第13号)	指定管理者が定める請 求書	
	市長	指定管理者	
前条	市長	指定管理者	
様式第4号及び様式第7号	枚方市長	〔許可権者氏名〕	

第15条第2項を削る。

別表王仁公園の部中バレーボールコートの項を削り、同表鏡伝池緑地の部会議室以外の施設の項 中

Γ

7月1日から 8月31日まで	午前7時15分から午後7時まで	を

Γ

7月1日から 8月31日まで	午前7時15分から午後7時まで
6月1日から 6月30日まで 及び9月1日 から9月30日 まで	午前8時から午後6時まで

に改め、同表備考2に次

のただし書を加える。

ただし、運動広場又は野球場の供用時間を延長したときは、夜間照明設備の供用時間について も、当該延長した時間までとする。

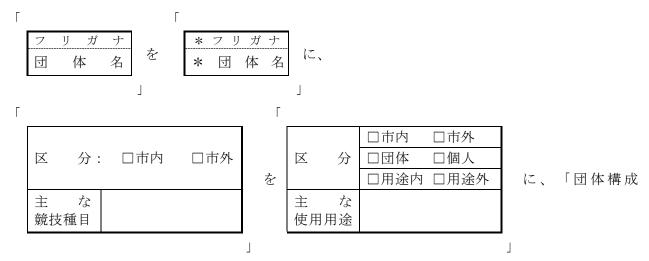
様式第3号中「備考 占用期間は、3年以内(工事用板囲い、足場、詰所等は、3月以内)で す。」を削る。

様式第5号その1中「枚方市長」を「〔許可権者氏名〕」に改め、同様式その2中「有料施設 (テニスコート・バレーボールコート)使用許可申請書」を「有料施設(テニスコート)使用許可 申請書」に改め、同様式その3中

(宛先) 免 枚方市長 次のとおり公園使用料の減免を受けたいので申請します。 申 (減免申請理由) 請 欄

ı

	<u>, </u>	
備	考	
	号中「有料施記 「〔許可権者日	设目的外使用許可申請書」を「有料施設用途外使用許可申請書」に、 伝名〕」に、
	住所	
申請者	氏 名 (団体名)	電話
	連絡先	電話
	住所	
申請者	氏 名	電話
	I D 番 号 連 絡 先	電話
「目的	外使用」を「月	月途外使用」に、「使 用 目 的」を「用 途」に改め、
		 吏用料の減免を受けたいので申請します。
免申	(減免申請理由)	
請		
欄		
) ₀		
衰式第7	号中「目的外债	E用」を削る。
長式第8	号中「枚方市道	動広場使用団体登録申請書」を「枚方市運動広場使用者登録申請書」
	請者 氏 名	



員」を「団体の場合は、*印のある欄についても記入し、団体構成員」に改める。

様式第9号中「枚方市野球場使用団体登録申請書」を「枚方市野球場使用者登録申請書」に、

「村 「	「 *									
	区	分:	□市内	□市外	を	区	分	□市内 □団体 □用途内	□市外 □個人 □用途外	に改める。

様式第10号中「枚方市テニスコート・バレーボールコート使用者登録申込書」を「枚方市テニスコート使用者登録申込書」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「(第6条の2関係)」を「(第6条関係)」に改める。 様式第13号その2を削る。

附 則「令和5年3月31日公布〕

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の目前に改正前の枚方市都市公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)第 5条第1項第1号及び第2号に規定する登録を受けた団体の当該登録についての改正後の枚方市 都市公園条例施行規則(以下「新規則」という。)様式第8号及び様式第9号の用途内又は用途 外の区分は、用途内とする。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。